

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

平成28年度税制改正について

去る12月16日、平成28年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)が決定されましたので、平成28年度税制改正についてご報告申し上げます。

本会は、平成27年8月、21項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制要望」として取りまとめ、うち16項目を重点項目として、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。

この間、各都道府県医師会、各郡市区医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に下記の事項が実現することとなりました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、29年度以降の検討課題とされ、ひとまず平成28年度税制改正では継続されることとなりました。
2. 四段階制につきましても、大綱に記載はありませんが、存続となりました。
3. 医学生修学金等の返還免除益を非課税とする措置について、市町村等が実施する医学生修学金の返還免除益が給与所得課税されていた問題が解決することとなりました。
4. 医療機関の控除対象外消費税問題につきましては、税率10%への引き上げが平成29年4月に予定される中、検討事項として以下のとおり記載され、平成27年度税制改正大綱の文面に対して3点の前向きな修正が行われました。1点目は、「個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより」および「こうした取り組みを行いつつ」の文言が**削除**されたことです。これは、本会に設置した「医療機関等の消費税問題に関する検討会」が実施した実態調査により、そのようなかたちでの「見える化」は極めて困難であるとの結論が出たことによるものです。2点目、3点目は、下記のとおり、下線部分の2箇所が書き加えられたことです。即ち、「特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等」、「平成29年度税制改正に際し」の文言が**加わり**、抜本的解決へ向けて、より具体的に前進した書きぶりとなりました。

『平成28年度税制改正大綱』(自民党・公明党) より抜粋
(検討事項)

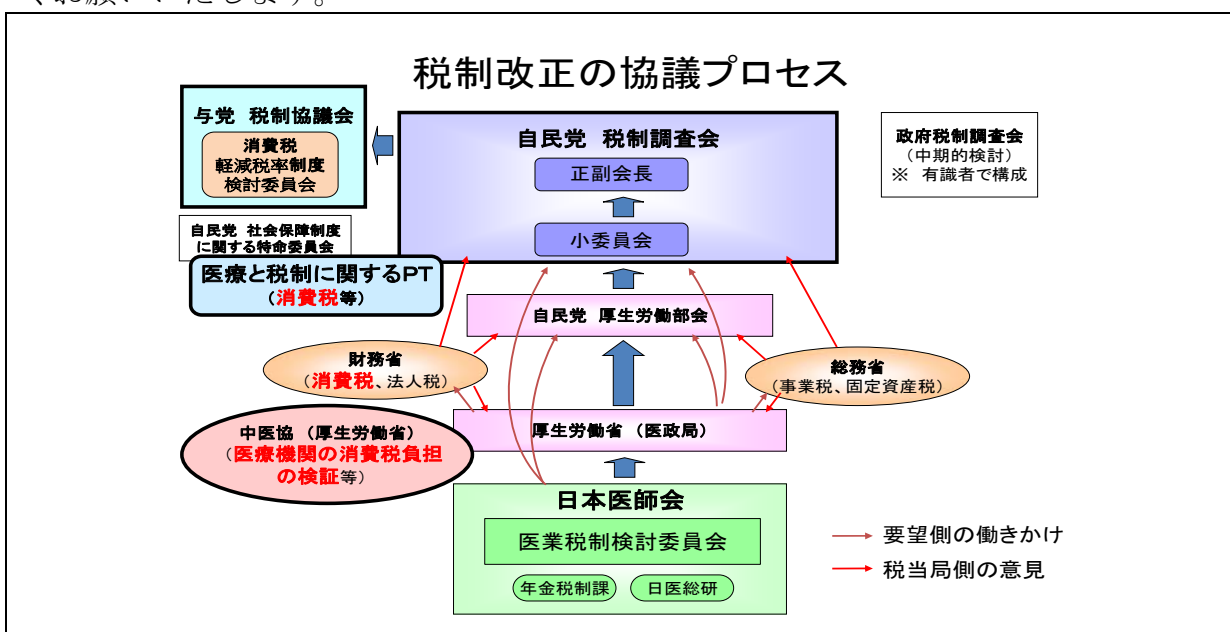
医療にかかる消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

下記の「税制改正の協議プロセス」のとおり、本会の税制改正要望項目が実現するためには、厚生労働省がその要望を自省の要望として取り上げ、自民党の厚生労働部に提出し、同部会が党の税制調査会へ上申することによって、はじめて検討の遡上に上がることになります。

控除対象外消費税問題の解決へ向けては、下表「控除対象外消費税問題の日医・厚労省・財務省の取り扱い」のとおり、日本医師会としては平成7年度より要望を継続し、厚生労働省が平成20年度より省の要望としてはじめて取り上げ、その結果、平成25年度税制改正大綱にはじめて検討事項としての記述が行われ、この度の平成28年度大綱に於いて、『平成29年度税制改正に際して、・・・結論を得る。』と、具体的な解決の時期が明示されるに至りました。

今後の1年間は、解決方法決定へ向けての大切な検討期間となります。

本会といたしましては、この問題の解決へ向けて引き続き力を尽くして参りますので、各都道府県医師会に於かれましてもお力添えをいただきたく、何卒よろしくお願いたします。



控除対象外消費税問題の日医・厚労省・財務省の取り扱い

	日医	厚労省	財務省
平成7年度	税制改正要望		
	↓		
平成20年度	税制改正要望	省の要望として はじめて取り上げた	
	↓	↓	
平成25年度	税制改正要望	省の要望	平成25年度税制改正大綱にはじめて記述がなされた
平成26年度	税制改正要望	省の要望	平成26年度税制改正大綱に記述
平成27年度	税制改正要望	省の要望	平成27年度税制改正大綱に記述
平成28年度	税制改正要望	省の要望	平成28年度税制改正大綱に記述

詳細につきましては、別添資料のご参照をお願い申し上げます。

[別添資料]

- 平成28年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党、平成27年12月16日)における要望実現項目(平成27年12月 日本医師会)
- 平成28年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党、平成27年12月16日)
- 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設(厚生労働省 平成28年度税制改正の参考資料)
- 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し(厚生労働省 平成28年度税制改正の参考資料)

「平成28年度税制改正大綱」
(自由民主党・公明党、平成27年12月16日)
における要望実現項目

平成27年12月
公益社団法人 日本医師会

[P]は、「平成28年度医療に関する税制要望」に掲載されたP番号

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
(事業税)

[P. 6]

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱 110 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得(自由診療分)の課税

個人：事業主控除(290万円)を差引後の所得に対して標準税率(5%)による課税

法人：事業税の標準税率(地方法人特別税との合算税率(*1))

区 分	普通法人 (資本金1億円以下)	特別法人 (医療法人) (*2)
所得400万円以下の金額	4.8688%	4.8688%
所得400万円超800万円以下の金額	7.3032%	6.5872%
所得800万円超の金額	9.5944%	6.5872%

*1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：農協、生協、労働金庫、信用金庫、医療法人等

(2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。
（所得税・法人税）

[P. 21]

- ・特例措置の存続が認められたもの。

(参 考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

・内容

（社会保険診療報酬の金額）	（概算経費率）
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

二 制度の創設

(1) がん検診・予防接種等の受診者に対する医療費控除の特例。
（所得税）

[P. 14]

- セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）の

合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。

（注1）上記の「一定の取組」とは、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る。）をいう。

- ①特定健康診査
- ②予防接種
- ③定期健康診断
- ④健康診査
- ⑤がん検診

（注2）上記の「一定のスイッチO T C医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。

（注3）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。
【税制改正大綱30-31頁 記載】

三 適用期限の延長等

（1）環境関連投資促進税制の適用期限延長。

（所得税・法人税）

[P. 17]

- エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（環境関連投資促進税制）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。
 - ① 風力発電設備について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置（即時償却）を廃止する。
 - ② 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しを行う。
 - ③ 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外する。

【税制改正大綱68-69頁 記載】

(参 考) 環境関連投資促進税制の概要 (現行、適用期限：平成28年3月31日)

1. エネルギー環境負荷低減推進設備等の投資を促進するための特別償却については取得価額の30%償却(風力発電設備は初年度全額償却可)又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限定される。
2. 対象設備
 - (1) エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの
 - ① 一定の太陽光発電設備又は風力発電設備
(具体例) 太陽光発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。次の風力発電設備に同じ。)でその出力が10キロワット以上であるもの、風力発電設備でその出力が1万キロワット以上であるもの
 - ② 新エネルギー利用設備等
(具体例) 中小水力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
 - ③ 熱電併給型動力発生設備
(具体例) 熱電供給型動力発生装置(コージェネレーション設備)
 - ④ 二酸化炭素排出抑制設備等
(具体例) コンバインドサイクル発電ガスタービン、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、高効率型電動熱源機、定置用蓄電設備
 - (2) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの
エネルギー使用制御設備
(具体例) 測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

四 制度の改善

(1) 医学生修学金等の返還免除益を非課税所得とする措置。

(所得税)

[P. 13]

- 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げるもの以外のものを除外する。

イ 法人である使用者からその法人の役員に対して給付されるもの

ロ 法人である使用者からその法人の使用人(役員を含む。)の配偶者その他のその

使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

- ハ 個人事業主からその個人事業主の営む事業に従事する親族（生計を一にする者を除く。）に対して給付されるもの
- ニ 個人事業主からその個人事業主の使用人の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

（注）上記の改正は、平成28年4月1日以後に給付される金品について適用する。

【税制改正大綱34頁 記載】

- 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、「給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人の役員や、使用人の配偶者等に給付されるもの以外のもの」を除外する措置を講ずる。

このことにより、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益は非課税となる。

なお、この措置は、医学生に限らず、薬剤師、理学療法士、介護福祉士といった他の職種等への従事が見込まれる学生・生徒への学資金も対象となる。

【厚生労働省 平成28年度税制改正の概要 1頁 記載】

（補足説明）

- ・ 上記の非課税措置は、医学生修学金等の実施主体について限定せず、学資金非課税の範囲から除かれる金品（課税対象）の範囲を明確化することで、要望のようなケースを非課税とすることとしており、例えば、医療法人が実施する医学生修学金等で一定の要件を満たすものも対象となり得る。

（2）社会医療法人認定取消時における都道府県知事の認定を受けた事業に係る課税繰延措置。

（法人税）

[P. 16]

- 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、医療法施行令等の改正を前提に、社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施

に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずること等により、課税を繰り延べることとする。

【税制改正大綱75頁 記載】

- 現状、社会医療法人の認定が取り消された場合には、それまでの所得の累積額（収益事業を除く）が取消年度の益金に一括して算入されるが、上記実施計画について知事の認定を受けた医療法人については、それまでの所得の累積額から、実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備（※）に係る事業費総額を控除できる措置を講ずる。（公益認定法人と同様の仕組み）

（※処置室・手術室等の新設・改築、MRI・CT等機器設備、救急自動車の更新・購入等）。

【厚生労働省 平成28年度税制改正の参考資料 6頁 記載】

（補足説明）

- ・ 上記の措置について、「基本的に、計画どおりに終了しなかった場合で、計画残額がある場合には当該残額は一括課税されるものと考えているが、計画期間中に社会医療法人の再認定を受けた場合における取扱いも含めて、こうした計画残額の整理方法については、今後の政省令協議事項となっている。」と厚生労働省に確認している。

（3）法人税率の引き下げ。

（法人税）

- 法人税の税率（現行：23.9%）について、次のとおり、段階的に引き下げる。

①平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、23.4%とする。

②平成30年4月1日以後に開始する事業年度について、23.2%とする。

【税制改正大綱56-57頁 記載】

（参 考）法人税率(現行)

	(区分)	(税率)
①	普通の医療法人	23.9%
	(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	15%)
②	特定医療法人	19%

(年 800 万円以下の所得

15%)

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

五 検討事項等

(1) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討。

(消費税)

[P. 2]

- 「検討事項」として以下の通り記載。

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10% に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

【税制改正大綱109頁 記載】

(2) 医療の設備投資に関する特例措置（税額控除・特別償却）の検討。

(所得税・法人税)

[P. 4]

- ・ 「長期検討」項目とされた。

(3) 事業承継に係る税制上の措置の検討。

(相続税・贈与税)

[P. 9]

- 「検討事項」として以下の通り記載。

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

また、取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

【税制改正大綱108-109頁 記載】

(4) 子育て支援に要する費用に係る税制措置の検討。

(所得税)

[P. 12]

○ 「基本的考え方」として以下の通り記載（一部省略して抜粋）。

(略)税制においても、働く意欲のある女性にとって働きやすい環境を整備する見直しを、丁寧に検討していく。(略)

個人所得課税については、平成6年の税制改革を行ってから約20年が経過し、(中略)生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ、(中略)子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付を含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

【税制改正大綱1、6-7頁 記載】

以上

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設

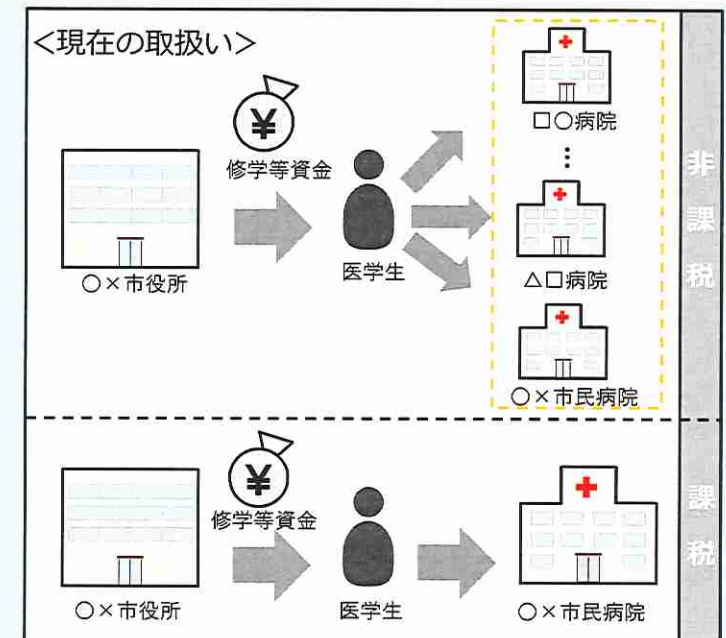
(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他对価の性質を有するものから、「給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人の役員や、使用人の配偶者等に給付されるもの以外のもの」を除外する措置を講ずる。このことにより、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益は非課税となる。

2. 制度の内容

- 地方公共団体における地域の医師確保対策には、医学生等に対して修学等資金を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務した場合に、当該修学等資金の返還を免除するものがある。
この場合、当該地方公共団体が指定する医療機関が、
 - ・当該地方公共団体以外が設置運用する医療機関を広く対象としている場合には、学資金として非課税
 - ・当該地方公共団体が設置主体である医療機関に限定されている場合には、給与その他对価の性質を有するものとして課税される取扱いとなっている。
- しかし、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できない地方公共団体には、積極的な支援を行う必要があることから、学資金非課税の範囲から除かれる金品（課税対象）の範囲を明確化し、このようなケースを非課税とすることとしたもの。
- なお、この改正は、医学生（医師）に限らず、薬剤師、理学療法士、介護福祉士といった他の職種等への従事が見込まれる学生・生徒への学資金も対象となる。



非課税となる学資金の範囲の明確化により、非課税

社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し

(法人税、法人住民税、事業税)

1. 大綱の概要

社会医療法人の認定を取り消された医療法人が、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、課税対象となる累積所得金額からその計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額を控除できる措置を講ずること等により、課税を繰り延べることとする。

2. 制度の内容

- 地域における医療確保の観点から、平成27年に成立した改正医療法においては、周辺環境の変化など法人の責めに帰することができない事由（天災、人口減少等）により実績要件を満たせなくなり、社会医療法人（※）の認定を取り消された医療法人であっても、公的な法人運営などに関する要件を満たした上で、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画（実施計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合には、引き続き収益業務を実施できる制度を創設した。
(※社会医療法人とは、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療）を行う医療法人であり、法人税・固定資産税等が非課税)
- 現状、社会医療法人の認定が取り消された場合には、それまでの所得の累積額（収益事業を除く）が取消年度の益金に一括して算入されるが、上記実施計画について知事の認定を受けた医療法人については、**それまでの所得の累積額から、実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備（※）に係る事業費総額を控除できる措置**を講ずる。
(公益認定法人と同様の仕組み) (※処置室・手術室等の新設・改築、MRI・CT等機器設備、救急自動車の更新・購入 等)

■ 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画について（都道府県知事が認定）

- 計画期間：12年以内（特別の事情がある場合には、18年以内）
- 対象事業：実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備事業
- 医療法人が備えるべき主な要件（実績要件以外は社会医療法人と同じ要件）：
 - ・ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載
 - ・ 役員等についての同族性が排除されていること（1/3要件）
 - ・ 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること
 - ・ 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
 - ・ 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属すること

等